

かわにし事業ディスカッション2014 まとめ

小学校運営事業

市民生活の視点	行政経営改革大綱
政策	内部管理等
施策	教育委員会事務局の事務
所管部・課	教育振興部総務調整室教育総務課

1. 事業における課題

- ・小学校から排出されるごみは、産業廃棄物となってしまう。費用が掛かってしまうので、ごみを減らすにはどうすれば良いのか、小学生への環境教育の面も含めて取り組みたい。
- ・最終的にはごみとして排出される教材備品について管理を徹底することが難しい。

2. メンバーによる事業についての課題

- ・税金で購入したものをさらにコストをかけ処理していることについて、教職員の意識改革や市民への説明が必要である。
- ・各小学校における計画的な備品管理体制が必要である。
- ・大人がモノを大切に適切に管理することが児童、生徒への環境教育の原点である。

3. 課題解決策・具体的な内容

1. ゲームを用いた環境学習

ごみを出すにはお金が掛かることをわかってもらうように、ごみ処理料金を計算するゲームや、“モノの一生”あるいは“ごみの行方”をたどるゲームを開発し、授業で活用する。
先生と生徒参加の学校掃除実施により、不用品や持ち主不明の物を整理し、結果を学校新聞へ掲載する。

2. コミュニティの活用

コミュニティに校長が何らかの形で関与しているので、備品管理や不要品バザー等に人手がいるようならば、ボランティアを募りコミュニティの人員を活用する。

3. バザーの開催

地域で催すイベントに合わせて学校を開放し、修理すれば使用できるものを持って帰ってもらう。
傘を自転車のサドルカバーにリメイクするなど、そのまま再使用（リユース）できないものは新しいモノにリサイクルするため親子ワークショップをPTAやコミュニティの協力を得て開催する。

4. その他（事業改善へのアイデアなど）・具体的な内容

1. 環境コンテストの開催

市内の各小学校で、先生と生徒と一緒に環境についてどのようなことに取り組んでいるのか、学校間で情報交換する。優れた取り組みは表彰するなどして、互いに学び合えるようにする。

2. 持ち込み物等への名前の記入

学校への持ち込み物へ名前を記入することを習慣化し、管理責任者が誰なのかを明らかにする。
ホームルームで持ち物に名前を書いているか確認する。

3. 不要品のリサイクル情報の提供

使用可能な不用品のリサイクル情報を様々な方法で市民に周知する。特に学習塾や店舗などを開設しようとする人に情報が届くようにする。

4. 不用品の事業者への引き取り

事業者へ不用品を引き取ってもらう。金属など資源になるものは売却する。

5. 大人の意識改革

学校のごみ問題を情報公開し、市民への理解を求める。
校長会・教頭会で、具体的な実態と改善方を周知し、各学校での備品管理の徹底を呼びかける。他市での取り組み情報を共有する。
ごみ減量に関して「学校へ持ち込まない」「不用品は持ち帰る」など、課題認識のもとに教職員自身の意識改革を図り、学校で処分する総量削減を徹底するよう指示する。

<p>5 . 施策反映の経過報告</p>
<p>3 - 1 について ごみ問題などの環境学習をより充実させるとともに、教育活動全般を通して教職員の共通理解の下、ごみの減量化と学習環境整備を図ります。また、学級活動や児童会活動並びに体験学習などの機会を通して、児童自らが環境美化を図るとともに、限りある資源の有効活用についての学びを育成していきます。</p>
<p>3 - 2 について 備品管理については、教科担当及び分掌担当などの管理責任を明確にし、管理体制を確立することによって学校の組織体制が機能するよう周知を図ります。不用品の処理や活用については、PTA等の連携協力を図っていきます。また、学校園の教育環境の美化と整備については、コミュニティ等の支援を十分に活用しながら取り組んでいきます。</p>
<p>3 - 3 について 学校・家庭・地域の連携を図り、地域ぐるみでごみ問題に取り組むことによって教育活動を充実させる視点は大切ですが、学校開放については、日程調整や運営方法等、施設管理面や安全面等での課題解決について検討が必要です。リユースできる物については、PTA活動等を活用しながら検討を続けていきます。</p>
<p>4 - 1 について 美化推進課が所管しているごみ学習会や『ごみ減量ワークブック』を授業に活用し、ごみ減量化に向けて身近な課題の取り組みの一つとして検討していきます。</p>
<p>4 - 2 について 個人の所有物には必ず氏名を明記するよう、引き続き指導を継続していきます。</p>
<p>4 - 3 について 美化推進課が毎月1回発行しているリサイクル情報誌「り・ぼ・ん」への掲載などを通じ、広く市民への情報提供が可能な方策を検討します。また、その際は譲渡された物品が利用されることなく、そのままごみとして排出されることのないよう、十分な配慮が必要であると認識しています。</p>
<p>4 - 4 について 学校から「ごみ」として事業者へ譲渡することには法的な限界があり、「有価物」として売却する場合は、公金の取り扱い方法等、条件整備が必要となります。効率的に実施するには、事務局が全ての「有価物」を集約し、許認可のある業者と契約を締結したうえで実施可能となりますので、今後、費用対効果等を十分検討しながら、より効率的に実施できる仕組みづくりを研究していきます。</p>
<p>4 - 5 について 広報紙「川西きょういく」への掲載や保護者に向けた啓発チラシの配布等を行うなど、多くの市民に広く理解を求めていきます。また、「ごみ」に関する情報や課題については、引き続き校長会・教頭会に周知し、協力を呼び掛けていきます。さらに、行政としても学校に持ち込まれる「ごみ」について、原因や種類の徹底調査を行い、教育活動を行う上で必要な物であれば、計画的に公費で処分していくことも検討していきます。</p>